

薬食発 1227 第 3 号
平成 25 年 12 月 27 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿



厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の
施行について

現在、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 10 号。以下「改正省令」という。）附則第 23 条から第 31 条までの規定に基づき、薬局開設者又は店舗販売業者は、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、第二類医薬品又は薬局製造販売医薬品（以下「第二類医薬品等」という。）の郵便等販売を行うことができることとされており、その期限は平成 25 年 12 月 31 日までとされている。

- ① 薬局又は店舗が存在しない離島に居住する者に対して郵便等販売を行う場合
- ② 改正省令の施行前に購入等した第二類医薬品等と同一の医薬品を改正省令の施行時に継続して使用していると認められる者に対して、当該医薬品と同一の医薬品の郵便等販売を行う場合

今般、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 103 号。以下「改正法」という。）が本年 12 月 5 日に成立し、12 月 13 日に公布されたところであり、施行後の改正法に基づき、一般用医薬品について新たに郵便等販売のルール等が定められることとなった。

このため、改正省令附則で定められている期限を、改正法の施行日の前日まで延長することとし、本日、これを内容とする「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 25 年厚生労働省令第 140 号）が公布・施行されたところである。

ついては、その改正内容について御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。